

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年九月四日

岡山県知事 伊原木 隆太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 カインズホーム津山店・天満屋ハピーズ高野店

所在地 津山市高野本郷字源八一三六九番二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社ウシオ

住所 鳥取県鳥取市二階町一丁目一一七番地

代表者の氏名 代表取締役 福家 成夫

(2) 名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役 野口 重明

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) 名称 カインズホーム津山店・天満屋ハピーズ高野店

(変更後) 名称 カインズ津山店・天満屋ハピーズ高野店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社ウシオ

住所 鳥取県鳥取市二階町一丁目一一七番地

代表者の氏名 代表取締役 潮 巽市

(変更後) 名称 株式会社ウシオ

住所 鳥取県鳥取市二階町一丁目一一七番地

代表者の氏名 代表取締役 福家 成夫

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社ウシオ  
住所 鳥取県鳥取市二階町一丁目一一七番地  
代表者の氏名 代表取締役 潮 巽市

(変更後) 名称 株式会社ウシオ  
住所 鳥取県鳥取市二階町一丁目一一七番地  
代表者の氏名 代表取締役 福家 成夫

4 変更年月日

令和二年七月十三日

二 届出年月日

令和二年八月二十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和二年九月四日から令和三年一月四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課